		日	号外	ページ
二八五	組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件	五	195	五
二八六	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部廃止を許可した件	五	195	六
二八七	食品衛生法に基づく登録検査機関の主たる事務所の所在地変更の件	五	195	六
二八八	食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件	五	195	七
二八九	食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称及び所在地の変更の件	五	195	七
二九〇	食品衛生管理者の登録講習会の登録の件	五	195	七
二九一	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録の件	五	195	七
二九二	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件	五	195	七
二九三	食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件	五	195	九
二九四	生物学的製剤基準の一部を改正する件	一二	200	七
二九五	厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件	一二	200	一三
二九六	国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件	一二	200	一三
二九七	薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	一二	200	一三
二九八	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	一三		一〇
二九九	平成二十六年度産あへんの収納価格を定める件	一八		四
三〇〇	平成二十六年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件	一八		四
三〇一	薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があった旨を公示する件	一九		三
三〇二	放射性医薬品基準の一部を改正する件	二〇	205	一四
三〇三	厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件	二〇	205	一五
三〇四	薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	二〇	205	一五
三〇五	医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件	二〇	205	一五
三〇六	薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件	二七		四
三〇七	薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	二七		四
三〇八	厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件	二七		四
三〇九	生物学的製剤基準の一部を改正する件	二七		四
三一〇	薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	二七		五
三一一	労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	二七	210	二四
三一二	労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件	二七	210	三〇
三一三	厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件	三〇		七
三一四	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件	三〇		七
三一五	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等を廃止する件	三〇		七
三一六	労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件	三〇	212	三六
三一七	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針	三〇	212	四〇
三一八	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする厚生労働省の職員の身分を示す証明書の様式を定める件	三〇	212	五〇
三一九	薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	三〇	212	五一
三二〇	薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件	三〇	212	五一
三二一	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件	三〇	212	五一
三二二	予防接種に関する国際証明書の承認済の印の形式及び使用機関を廃止する件	三〇	212	五一
三二三	東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件	三〇	212	五二